



### 《請願の趣旨》

地方自治制度・自治基本条例で規定することが出来る常設型住民投票制度は、日本国憲法の理念である「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」を市政に確立させ、民主主義社会の根幹である「人民の人民による人民のための政治」という市民の間接民主政治を補完する重要な制度です。

更に、市政の重要事項については、その概要や趣旨を市民に周知徹底させ、住民投票により市民の意向を把握し、その民意を市議会や市長の意思決定に反映させることができる地方自治における大切な仕組みです。

この住民投票制度は、将来に亘って本市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、必然的に市民の意思を直接確認することができるという「住民参画の大きな1つの手法」であることは、市民の誰もが認めるところです。

まちづくりの推進に当たっては、市民や市議会、市などの担い手の役割を明確にし、自分たちのことは自分たちが決め自分たちで取り組んでいくという、協働による自治の基本ルールを確立する必要があります。

このような認識のもとに、わたしたちは、この地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切にし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働による公平・平等で格差のない開かれたまちづくりをすすめるために平成23年4月1日「長浜市市民自治基本条例」を制定しております。

その基本条例の(まちづくりの基本理念)は、第3条に、「まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。」とさらにその1項に「市民及び市が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開か

れたまちづくり」との記載があり、そのこの根幹となる(住民投票)については、第23条に「市長は、市政及び市の将来にかかわる最重要項目について、広く市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。」また、その2項には、住民投票の投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。との記載があります。

「みんなでつくる市政」の解釈は、市民参画等について示したもので、さまざまな手法により市民がまちづくりに参画し、協働活動に取り組める制度の運用等について示しています。

具体的には、各種審議会や計画策定に参画する機会の提供をするとともに、パブリックコメント制度等を活用した意見聴取により実施していこうとするもので、さらに、住民投票についても規定しているものです。

なお、住民投票制度は地方自治法で規定された市長の条例提案権を市長発議として示しているものであり、従来から法で規定されている住民請求、議会提案による条例提案の制度を制限するものでなく、いずれも実施にあたっては必要な事項等を個別条例により定めることが必要となります。

このように長浜市自治基本条例の骨子である「市民のまちづくり参画の魂」を市民から奪わないでください。常設型の住民投票制度は、市政における重要事項について、市民・市議会・市長が主体となり、その概要や趣旨を市民に広く周知徹底させながら、市民全体がその理解を深めた上で、市民の一人ひとりが投票によってその意向を確認することを意味し、市民自らの意思で、市民自らが主体的な街づくりに参画できるという大変に有意義な制度です。

ここに、住民投票条例制定制定に向け研究検討を求めることを願い請願を提出するものです。

#### 《請願項目》

「主権は在民」です。是非とも常設型住民投票条例の制定に向け研究検討を求めます。